

議事日程

開議日時 令和7年11月25日(火)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 議第142号 京都市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第143号 京都市公契約基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第144号 京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第145号 京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第146号 京都市立浴場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第147号 京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第148号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第9 議第149号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第10 議第150号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第11 議第151号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第12 議第152号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第13 議第153号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第14 議第154号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第15 議第155号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第16 議第156号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第17 議第157号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第18 議第158号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第19 議第159号 指定管理者の指定について（文化市民局関係）
- 第20 議第160号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第21 議第161号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第22 議第162号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第23 議第163号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第24 議第164号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第25 議第165号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第26 議第166号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第27 議第167号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第28 議第168号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第29 議第169号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第30 議第170号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第31 議第171号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第32 議第172号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第33 議第173号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第34 議第174号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第35 議第175号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第36 議第176号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第37 議第177号 指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）
- 第38 議第178号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
- 第39 議第179号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
- 第40 議第180号 指定管理者の指定について（都市計画局関係）
- 第41 議第181号 市道路線の認定について
- 第42 議第182号 市道路線の廃止について
- 第43 議第183号 損害賠償の額の決定について
- 第44 議第184号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第45 議第185号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

- 第46 議第186号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
第47 議第187号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
第48 議第188号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
第49 議第189号 当せん金付証票の発売金額について
第50 議第190号 地方独立行政法人京都市産業技術研究所第4期中期目標の策定について
第51 議第191号 令和7年度京都市一般会計補正予算
第52 議第192号 令和7年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算
第53 議第193号 令和7年度京都市介護保険事業特別会計補正予算
第54 議第194号 令和7年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計補正予算
第55 議第195号 令和7年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算
第56 議第196号 令和7年度京都市市公債特別会計補正予算
第57 議第197号 令和7年度京都市水道事業特別会計補正予算
第58 議第198号 令和7年度京都市公共下水道事業特別会計補正予算
第59 議第199号 令和7年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算
第60 議第200号 令和7年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算
第61 議第201号 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
　条例の制定について
第62 議第202号 京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第63 議第203号 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
第64 議第204号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第65 議第205号 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
　て
第66 議第206号 京都基本構想の策定について
第67 市会議第27号 京都市世界遺産保護条例の制定について
第68 議員の派遣について
~~~~~

〔午前10時開議〕

議長（下村あきら） ただ今から、令和7年京都市会定例会11月市会を開きます。  
なお、今市会の審議期間は本日から12月11までの17日間といたします。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

議長（下村あきら） この場合、議席の変更を行います。

---

#### 議席の変更

- 1番 小島信太郎 議員 を 13番に、  
11番 片桐 直哉 議員 を 12番に、  
12番 きくち一秀 議員 を 1番に、  
13番 土方 莉紗 議員 を 14番に、  
14番 北尾 ゆか 議員 を 15番に、  
15番 中高しゅうじ議員 を 16番に、  
16番 北川 みき 議員 を 27番に、  
27番 天方ひろゆき議員 を 11番に変更。

---

議長（下村あきら） ただ今お手元に配付しております文書のとおり、それぞれ議席を変更いたします。

~~~~~  
議長（下村あきら） 次に、本日の会議録署名者を指名いたします。富きくお議員と繁隆夫議員とにお願い

をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら）この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、損害賠償の額の決定及び訴えの提起についての専決処分の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和7年8月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は、市会事務局に保管しておりますから、隨時御覧願います。

以上御報告申し上げます。御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら）日程に入ります。

日程第1、請願の付託及び陳情の回付を行います。

今回受理いたしました請願1件及び陳情8件は、お手元に配付しております文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

～～～～～～～～～～～～～～

議長（下村あきら）日程第2ないし日程第66、議第142号京都市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、ほか64件、以上65件を一括議題といたします。

これらの議案の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治）おはようございます。本日、11月市会の開会に当たり、市会議員の先生方の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本議会に御提案申し上げております議案は、京都基本構想の策定のほか、補正予算が10件、条例改正が11件、指定管理者の指定が33件、その他の議案10件の合計65件でございます。

御審議をお願いするに当たりまして、私から、議第206号京都基本構想の策定につきまして、その提案趣旨及び概要を御説明申し上げます。

「都市は、理想を必要とする。」、都市の真髄を宿したこの一文に始まる世界文化自由都市宣言は、1978年の策定以降、京都市のあらゆる政策の最上位の都市理念として位置付けられております。宣言は、全世界の人々が人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに自由に集い、自由な文化交流の中心を担うことを理想として掲げ、その具体化を図るため、京都市では基本構想及び基本計画を策定し、市政を推進してまいりました。

1999年に策定した京都市基本構想の下では、文化を基軸に、福祉・教育・子育て支援のほか、新景観政策の更なる進化、脱炭素・循環型社会の構築、企業誘致やスタートアップ企業の創出などに取り組み、京都の魅力、都市格が向上してまいりました。また、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら互いに協力し、課題解決に向けて努力してきた結果、先駆的な市民参加が進展するとともに、民間企業等との連携・協働も進み、行政課題の解決にもつながっております。

一方、この間、グローバル化の進展、インターネットやAI技術の普及、気候変動の影響の顕在化、自然災害の激甚化、感染症の流行、戦争・紛争の発生と継続、様々な社会的分断の顕在化など、京都を取り巻く環境は大きく変化してきております。このように、時勢が複雑化の一途をたどる今日においては、未来を予測することができます困難になってきており、また、直面する社会課題は多岐にわたり、かつ複数の領域をまたいで存在し、その内容や重要性も目まぐるしく移り変わっております。

また、京都のまちも、伝統を保全・継承する担い手、伝統的な町並みや京都ならではのなりわいの在り方、生活文化や神事など、長い年月を掛けて京都の先人たちが日常の中で大切に育み、紡いできた「ほんまもん」が失われてしまう危機すら感じられる状況になっております。

私は、人に人柄があり、国に国柄があるように、まちにはまち柄があると考えております。そのため、直面する課題に向き合いながら、京都が京都であり続けるため、市民の皆様と共に後世に伝え残すべきまちの基軸となる価値観を示す京都基本構想を策定しようとするものであります。

この基本構想を策定するに当たりましては、令和5年度に基礎調査に着手し、翌6年度からは審議会を設置して議論を開始するとともに、次の時代を担う若者で構成する未来共創チーム会議の設置や、市内外の方々

から幅広く意見を募る特設サイトの開設、市内の大学や高校に出向いて直接意見をお聞きする出前パブリックコメントの実施などを通して、幅広い方々に参画いただいたまいりました。

審議会においては、まちの名前を伏せても京都の基本構想であることが分かるよう、京都にしかないまち柄を示すことを総意として第一に考えていただいたと認識しております。また、このまち柄は、京都の先人たちが積み重ねてきた普遍的なものであり、100年先、200年先にも伝えていけるよう、可能な限り丁寧に表現いただいたと感じております。

こうした審議会の思いや未来共創チーム会議の提言、さらには市内外の方々から頂いた2万3,000件以上の御意見を基に、京都のまちが長い歴史の中で醸成してきた唯一無二の価値観を示し、次世代に継承する構想案として取りまとめられ、9月に答申いただいたものを、京都市の視点で文章表現を精査したうえで議案として提案させていただいております。

以下、京都基本構想案につきまして概要を御説明申し上げます。

まず、京都市の政策体系における位置付けについて申し上げます。この基本構想案は、京都市の最上位の都市理念である世界文化自由都市宣言に掲げる都市の理想を実現するため、2050年の未来を見据えた、今後25年間の市政の基本方針として策定するものであります。

次に、京都基本構想の構成について申し上げます。この基本構想案は、序文及び五つの章で構成しております。そして、自己の伝統の深い省察と世界の現状の正しい認識、理想の実現に向けた市民の努力によって都市が世界史において大きな役割を果たすという世界文化自由都市宣言に呼応する形で、第二章では京都のまち柄が形作られてきた経緯、第三章では世界・日本・京都の現状と今後の課題、第四章及び第五章ではめざすまちのすがたと京都市民の在り方をそれぞれ描いております。

続いて、京都基本構想案の特徴について申し上げます。

まず、この基本構想案に通底する京都独自の価値・思想を端的に示すため、冒頭に序文を設けております。これまで京都が保全・継承し続け、そして未来においても、色あせることのない世界的にも希有な価値として、歴史と文化を介して人間性を恢復できるまち、自然への畏敬と感謝を抱けるまち、自他の生をともに肯定し尊重し合えるまちの三つを提示しております。次に、第四章では、序文で示す三つの価値にひも付ける形で九つのめざすまちのすがたを提示しております。(1) 本物（ほんまもん）を追究・創造し続ける、

(2) 世界の文化と交流し、新たな文化を創造し続ける、(3) 「夢中」と「感動」に溢れ、学び続けられる、

(4) 平穏と静寂のもとで自己と世界に深く向き合える、(5) 謙虚に自然と関わり続ける、(6) 災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直る、(7) 多層的でゆるやかなつながりが続く、(8) 支え合いの中で日々の生活を営める、(9) ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合えるの九つであります。これからも京都が京都であり続けるために、京都の学藝を体現する京都学藝衆と共にめざすまちのすがたを実現し、序文で示す三つの価値を広く市内外に伝え、後世に残してまいりたいと考えております。

また、第五章では、このまちで日々の生活を営む京都市民はもちろん、働き、学び、憩うために市外から訪れる方々、憧れを抱いてくれている方々、京都を愛してくださる方々など、京都市と様々な関わり方を有する方々も、広く「わたしたち京都市民」として捉え、そうした人々と事業者や様々な団体の皆様、行政、そして市会の先生方と共に京都市の現在と未来を形作っていくことを描いております。

さらに、この基本構想案を一つのよりどころとして、時代に即した問い合わせを設定し、対話と議論を重ね、理想の実現を希求していただきたいという思いを込めるとともに、我々行政は、施策や事業がこの基本構想案の示す理念に恥じるようなもの、反するようなものになっていないかを常に問い合わせ続けるという覚悟を示すため、末尾に「未来への問い合わせ」を設けております。

以上、京都基本構想案の策定議案につきまして、その提案趣旨及び概要を御説明申し上げました。

そのほか、本議会に御提案申し上げております各議案の大要につきましては、岡田副市長から御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（下村あきら）岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

副市長（岡田憲和）それでは、本議会に御提案いたしております各議案につきまして、私から御説明を申し上げます。

初めに、補正予算についてでございます。

この度の補正予算は、京都市人事委員会勧告等を踏まえた職員の給与改定等を行うとともに、寄付金を活用し、文化振興の推進を図るための経費として、計64億3,900万円を補正しようとするものでございます。

まず、職員の給与改定等についてでございます。

京都市人事委員会からの勧告等を踏まえまして、職員の給料、地域手当及び期末勤勉手当等を増額するとともに、市会議員の先生方及び市長、副市長等の期末手当等を増額しようとするものでございます。

次に、文化振興の推進についてでございます。

持続可能な文化芸術の振興を図るA r t s A i d K Y O T O～京都市連携・協働型文化芸術支援制度～について、寄付金を活用し、支援を充実しようとするものでございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、条例の改正についてでございます。

まず、議第142号京都市事務分掌条例等の一部改正は、京都基本構想の策定に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第143号京都市公契約基本条例の一部改正は、下請代金支払遅延等防止法の一部が改正されたことに伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第144号京都市男女共同参画センター条例の一部改正は、京都市男女共同参画センターの効率的かつ効果的な運営を図るために、センターの施設の一部を廃止しようとするものでございます。

次に、議第145号京都市都市計画関係手数料条例の一部改正は、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第146号京都市立浴場条例の一部改正は、京都市立錦林浴場について、近隣の改良住宅における浴室の設置状況が改善する見込みとなったことから、これを廃止しようとするものでございます。

次に、議第147号京都市観光駐車場条例の一部改正は、交通渋滞の緩和及び利用者の利便性向上を図るために、観光駐車場におけるバスの駐車に関し、予約制度を導入するとともに、必要な規定整備等を行おうとするものでございます。

続きまして、給与改定関連の条例でございます。

まず、議第201号京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、市会議員の先生方の期末手当につきまして、国の指定職職員に準じ、支給月数を改定しようとするものでございます。

次に、議第202号京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正は、国の指定職職員等に準じ、市長、副市長、教育長等の期末手当の支給月数を改定しようとするものでございます。

次に、議第203号京都市職員給与条例等の一部改正、議第204号京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正及び議第205号京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部改正は、京都市人事委員会からの勧告等を踏まえ、職員の給料及び期末勤勉手当を改定するとともに、諸手当の見直しを行おうとするものでございます。

条例の改正については、以上でございます。

続きまして、議第148号から議第180号までの33件は、いずれも指定管理者の指定であり、いきいき市民活動センター、児童館・学童保育所等及び市立浴場に関するものでございます。

続きまして、議第181号及び議第182号は、市道路線の認定及び廃止でございます。

続きまして、議第183号損害賠償の額の決定は、本市が管理する街路樹の管理かしに起因する事故について、損害賠償の額を定めようとするものでございます。

続きまして、訴えの提起についてでございます。

まず、議第184号から議第187号は、いずれも、本市が有する債権について支払督促を申し立てたところ、相手方が適法な督促異議の申立てを行い、民事訴訟法の規定により訴訟に移行したため、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものでございます。

次に、議第188号は、本市が管理する道路に長期間にわたって複数の車両等を放置した法人及びその取締役等に対し、道路の不法占用に起因する損害等の支払を求める訴えの提起を行うものでございます。

訴えの提起については、以上でございます。

続きまして、議第189号当せん金付証票の発売金額は、令和8年度に発売する当せん金付証票、いわゆる宝

くじの発売金額を定めようとするものでございます。

最後に、議第190号地方独立行政法人京都市産業技術研究所第4期中期目標の策定は、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所の第4期中期目標を策定しようとするものでございます。

本議会に御提案いたしました議案の大要は、以上のとおりでございます。

よろしく御審議のうえ、御議決いただきますよう、お願いを申し上げます。

~~~~~

**議長（下村あきら）** 日程第67、市会議第27号京都市世界遺産保護条例の制定についてを議題といたします。

案の説明を求めます。とがし豊議員。

〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

**とがし豊議員** ただ今上程されました市会議第27号京都市世界遺産保護条例の制定について、日本共産党京都市会議員団を代表し、その提案理由を説明します。

この条例は、千年以上にわたる日本文化の中心地として輝き続け、その顕著な普遍的価値が国際的に認められた世界遺産、古都京都の文化財を、私たち現世代の責務として確実に後世へと引き継ぐことを目指すものです。

まず、条例制定の背景について御説明します。

世界遺産保護の枠組みは、常に発展を続けています。2012年に京都市で開催された世界遺産条約採択40周年記念最終会合では、京都ビジョンが採択されました。コミュニティの関心と要望は、遺産の保存と管理に向けた努力の中心に据えられなくてはならないと明記し、地域コミュニティの参画を中心とする新しい世界遺産保護の在り方を国際社会に明確に示しました。

こうした中、日本国内においても、世界遺産を抱える各自治体が独自の条例を制定し、その実効性を高める努力を積み重ねています。現在、国内の26の世界遺産のうち半数の13の世界遺産において、各自治体が独自に世界遺産保護に関連した33もの条例を制定しています。これは、国の文化財保護法や景観法などといった既存の法制度だけでは、世界遺産の顕著な普遍的価値を守り、その地域固有の課題に対応するには不十分であるという認識に基づくものです。京都においても、先行する自治体の経験に学び、この国際的な潮流に応える形で、世界遺産保護行政を更に一步前に進める必要があります。

次に、なぜ今、世界遺産保護条例が必要なのか、以下、御説明します。

第1に、本条例の制定は、単に世界遺産、古都京都の文化財を保護するにとどまらない、より大きな人類普遍の理想に資する意義があります。世界遺産条約制定の背景となったユネスコ憲章は、「戦争は人の心中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」と宣言し、国際平和と人類共通の福祉という理想を掲げました。その具体化として、世界の遺産を保護するための国際条約を結ぶように諸国民に呼び掛け、世界遺産条約に結実しました。世界の人々が協力して世界遺産を守り受け継いでいくことは、自身と他者の歴史と文化に敬意を払い、多様性を受け入れることにほかならず、平和の礎を強固にする営みでもあるのです。数々の世界遺産とそこに暮らす人々を巻き込んだ戦争や破壊が繰り返される中だからこそ、条例制定を通じて、いま一度この崇高な目的を日本中、世界中の人々と共有したいと考えます。

第2に、現在の法制度や京都市の行政の仕組みだけでは、世界遺産の顕著な普遍的価値を守ることができず、住民参加の新しい仕組みづくりが必要だからです。京都市は、1994年の世界遺産登録以降、構成資産そのものの保護に加え、それらを包み込む緩衝地帯、さらには歴史的環境調整区域という線引きによって、歴史都市全体としての面的な利用・開発規制を講じてきました。しかしながら、構成資産の保護、緩衝地帯や周辺環境の保全については、世界遺産の顕著な普遍的価値を守るうえで十分とは言い難い状況が続いています。例えば、銀閣寺緩衝地帯における半鐘山や哲学の道の住宅開発、仁和寺緩衝地帯における仁和寺門前のガソリンスタンド、コンビニエンスストアの建設計画などが挙げられます。これらの開発計画は、現行法上は合法であっても、世界遺産という人類共通の財産、そして地域固有の景観に負の影響を及ぼすものでした。特筆すべきは、これらの紛争において、最終的に計画の見直しや断念を促したのは、地域コミュニティによる粘り強い運動と事業者を説得する努力であったという点です。京都市が加わって作成された世界遺産「古都京都の文化財」包括的保存管理計画においても、これらの事例は、住民の尽力と行政の努力の双方があつ

て、OUV、顕著な普遍的価値への負の影響は軽微なものにとどまる結果となっていると評価されています。これは、現行の世界遺産保護行政だけでは不十分であり、市民がより深く制度的に参画できる仕組みこそが、今後も世界遺産への負の影響を最小限に抑える力になることを明確に示しています。

第3に、現在進行している大規模な都市計画の見直しが世界遺産に及ぼす影響が極めて大きいからです。都市計画の在り方について、多様な意見があることは当然ですが、世界遺産条約履行のための作業指針の水準から見たとき、世界遺産保護の観点から、検討が十分になされているのか、非常に大きな疑問を抱かざるを得ません。例えば、2007年の新景観政策で、高さが45メートルから31メートルに規制強化されたエリアについて、これを60メートルまで引き上げるという動きが一部出ています。京都駅周辺に位置するこのエリアは、世界遺産の構成資産である東寺や西本願寺などが近傍にあり、歴史的環境調整区域に当たります。既に多くの区域で面的な規制緩和や特例的な規制緩和が繰り返されてきた中で、無限定な規制緩和による都市開発を許してしまえば、京都のまちの個性が失われ、歴史都市全体としての保全という目標が失われるおそれがあります。世界遺産条約履行のための作業指針は、資産範囲を超えて緩衝地帯、さらにはより広い範囲である周辺環境についても視野に入れ、地域コミュニティや先住民族を含む全ての関係者が、資産及びその普遍的、国家的、地域的価値、さらには社会生態学的文脈についての理解を十二分に共有していること、包括的かつ参加型の計画プロセス及び利害関係者協議のプロセスを用いることなどを求めています。この指針が掲げる、地域コミュニティが参画する効果的な管理体制を早急に構築してこそ、世界遺産保護の観点も含んだ開発と保全のバランスが保たれるのではないかでしょうか。

以上のとおり、これまで蓄積された知見と先行する自治体の経験に学び、その顕著な普遍的価値を将来にわたって継承するため、本条例の制定が必要と考えます。

次に、条例の概要について四つの柱に分けて説明します。

まず、第1の柱は、目的と基本理念についてです。千年以上にわたる日本文化の中心地として顕著な普遍的価値を有する古都京都の文化財を後世に引き継ぐことを目的としています。基本理念において、構成資産所有者である宗教法人や国、関係地方公共団体、関係団体などとの緊密な連携の下、古都京都の文化財の保全に関する施策を行うことを掲げています。

第2の柱は、各主体の責務と役割、保護すべき世界遺産の範囲についてです。京都市の責務として、施策の総合的な策定と実施、推進体制の整備、そして財政措置を取ることを明記し、条例の実効性を高めます。市民・来訪者・事業者等の役割として顕著な普遍的価値への理解を深め、市の施策に協力するよう努力いただくことを明確にし、京都に関わる全ての人々の協力を促します。構成資産及びその緩衝地帯にとどまらず、それらを広範囲に包み込む歴史的環境調整区域を明記しています。

第3の柱は、京都市が取り組む具体的な施策についてです。古都京都の文化財の保全に関する各施策の基本となる事項を定めることで、現在行われている取組を条例によって裏付け、充実を図ります。施策の実施に当たっての配慮、良好な景観の形成等、構成資産の適切な保存等、来訪者の集中による影響の防止、古都京都の文化財の保全に関する学習機会の提供や易しい言葉での発信、市民等の自発的な活動を支援するための措置、巡視の実施及び調査研究を内容とする各条項からなります。

第4の柱は、議会の関与、審議会、市民参加の仕組みです。条例の実効性を確保し、行政のチェック機能を強化するため、特に重要な以下の仕組みを制度化します。市長は、世界遺産の保全状況について市会及び新たに設置する審議会に定期的に報告し、その検証を受けることで世界遺産の現状と課題を広く市民が共有できるようにします。世界遺産、古都京都の文化財の顕著な普遍的価値に重大な影響を及ぼすような課題が生じたとき、市民が申立てを行い、世界遺産保護の観点から検証を行う仕組みを設けます。これは、行政の対応が不十分な場合に、市民の声を反映させ、世界遺産保護行政の充実を図る重要な仕組みとなります。

最後に、施行期日について御説明します。

世界遺産保護審議会などの仕組みを整えるためには、少なくとも1年程度の準備期間が必要であることから、第15条から第18条までの規定については令和9年1月1日からの施行とし、それ以外の条項については公布日からの施行といたします。

結びに、古都京都の文化財は、世界の人々にとって掛け替えのない宝であり、私たちはその保護と継承について、国際社会に対して責任を負っています。本条例は、市民、専門家、行政の知恵と力を結集し、京都の歴史と個性を守り抜くための新たな一歩です。世界遺産条約履行のための作業指針が掲げる効果的な管理

体制を早急に構築し、古都京都の文化財の顕著な普遍的価値を搖るぎないものとするため、本条例の制定について御審議いただき、先輩・同僚議員の御賛同をいただけますよう心よりお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

議長（下村あきら） 日程第68、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第127条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。菅谷浩平議員。

〔菅谷浩平議員登壇〕

菅谷浩平議員 私は、地方自治法第100条第13項及び京都市会会議規則第127条の規定により、本議会に提案されております台南市への議員の派遣について反対の態度を表明しておりますので、以下、その理由を申し上げます。

今回の台南市への議員の訪問団の派遣の目的については、台南市及び台南市議会との友好交流のための訪問並びに台南市議会の取組の調査とだけ書かれておりますが、厳密には、台南市長から下村議長宛てに送られてきました陶藝台日交流展 in 台南、京都陶磁器協同組合連合会設立50周年記念の開会式への出席依頼があつたためだと議会事務局から聞いております。

しかしながら、地方自治法第100条第13項の「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定されているところ、この台南市で開かれる作品展並びに開会式に9名もの議員が参加することが、本市あるいは本市議会にとってどこまで必要性があるのか、そして優先度が高いことなのか甚だ疑問であり、ましてや、議案の審査や地方公共団体の事務に関する調査などには該当しないであろうことは明白であります。

ちなみに、今回の議員の派遣については、今年度の当初予算案では当然のことながら想定がされていなかったため、議会運営委員会が所管する議会の運営に関して他都市の先進事例を調査する、いわゆる他都市調査に係る予算枠235万6,000円を活用して実施される見込みとのことであります。しかしながら、前述したとおり、今回の議員の派遣目的については、台南市議会の取組の調査としか明記されておらず、訪問団として台南市議会の一体何を具体的に調査するのかが全く示されておりません。

また、今回私が非常に問題だと感じたのは、この議員の派遣について事務局から説明を受けたのが11月20日のお昼過ぎた頃でしたが、同日の夕方、つまりはその4時間余りで態度を示すようにとのことでした。また、台南市議会の取組の調査とはと尋ねても、何も決まつことはありませんの一点張りで、これでは地方自治法が定める議会が必要と認めるときに、今回の議員の派遣が該当し得るかどうかの判断をしようにも、その十分な材料もなければ時間もなかつたわけであります。

最後に、言うまでもありませんが、私は、平成30年に台南市議会と本市議会が締結した議会友好交流協定に基づき、両市議会の交流の促進を図ることが重要であるとの認識であります。しかしながら、昨年も台南市から2024台湾ランタンフェスティバルへの出席依頼を受ける形で、5名の議員が訪問団として同市を訪れており、その際も総額で約122万円が別の予算枠などから活用されたと聞いており、今回はほぼ倍となる9名の訪問団であることから、恐らく235万6,000円のほとんどが使われることになると思います。

本議会として、持続的に台南市議会との交流を今後も深めていこうとするならば、5名あるいは9名といった訪問団を毎年のように編成して、100万円から200万円の費用を掛けるのは決して得策とは言えず、必要に応じて議長や副議長に公務として出向いていただくことで、儀礼的にも十分ではなかろうかと私は考えています。そのうえで、両市議会が締結した友好協定が3周年や今回の4周年といった年ではなく、10周年や20周年といった節目を迎える年に、改めて議員団の派遣も含めて双方の議会において検討するのが望ましいのではないかでしょうか。

いずれにしましても、今回の議員の派遣については、その賛否を問われた段階においては、陶藝台日交流展 in 台南、京都陶磁器協同組合連合会設立50周年記念の開幕式への出席などを除き、台南市議会での取組の調査が何ら具体的に示されていない段において、その妥当性を判断することは極めて困難であり、賛成できないため、反対するものであります。

今後、議会運営委員会におかれでは、本会議の議決を要する事項については、あらかじめその内容をでき

るだけ明確にしたうえで、議決事項に関する審議時間や議員の調査権が十分に確保できる環境を整えていた
だくことを最後に強く要望いたしまして反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（下村あきら）これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本件は、ただ今お手元に配付しております文書のとおり派遣することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下村あきら）多数であります。よって、派遣することに決定いたしました。

~~~~~

議長（下村あきら）本日の審議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村あきら）御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会いたします。

〔午前10時36分延会〕

~~~~~

議長 下村 あきら

署名議員 富 きくお

同 繁 隆 夫